

女性に対する暴力に関する専門調査会（第72回）及び監視専門調査会（第22回）議事録

1 日 時 平成25年9月24日（火） 10：00～12：35

2 場 所 内閣府本府仮設庁舎講堂

3 出席者

〈女性に対する暴力に関する専門調査会〉

会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授

委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事

同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授

同 苅米 照子 特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事

同 田島 優子 弁護士

同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長

同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長

〈監視専門調査会〉

会長 鹿嶋 敬 実践女子大学教授

委員 末松 則子 三重県鈴鹿市長

同 二宮 正人 北九州市立大学教授

同 廣岡 守穂 中央大学教授

同 松下 光恵 静岡市女性会館館長

同 宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

4 議事次第

（1）開会

（2）女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する関係府省ヒアリング

- ・内閣官房
- ・内閣府
- ・警察庁
- ・法務省
- ・厚生労働省

（3）その他

（4）閉会

5 配布資料

資料1 内閣官房配布資料

資料2 内閣府配布資料（2-1、2-2）

資料3 警察庁配布資料

資料4 法務省配布資料

資料5 厚生労働省配布資料

資料6 女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供についての同委員会の見解

資料7 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果報告

6 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。第22回監視専門調査会及び第72回女性に対する暴力に関する専門調査会を合同で開催いたします。お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます監視専門調査会会長の鹿嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

女性に対する暴力に関する専門調査会の辻村会長からも、一言御挨拶をお願いします。

○辻村会長 皆さん、おはようございます。辻村みよ子でございます。

本日の合同での開催についての経緯は、後ほど、鹿嶋会長から話があると思いますけれども、内容的には私どもの女性に対する暴力に関する専門調査会の関係でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○鹿嶋会長 本日の専門調査会では、お手元の議事次第に従いまして、女子差別撤廃委員会の最終見解に関しまして、各府省からのヒアリングを行います。

これまでの経緯を簡単に説明しますと、去る4月26日の男女共同参画会議におきまして、監視専門調査会の今後の調査方針としまして、女子差別撤廃委員会が平成21年に出した最終見解への対応に関わる取組状況の監視を行いまして、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う旨が決定された次第です。

この決定を受けまして、監視専門調査会では、女子差別撤廃委員会の最終見解についての政府対応につきまして、これまでNGOからのヒアリング、さらには女性に対する暴力及び人身取引関係以外の部分について関係府省からヒアリングを実施してまいりました。

本日は、最終見解のうち、女性に対する暴力と人身取引に係る部分のヒアリングを実施いたしますが、これらの部分は最終見解の中でもかなりの分量を占めており、また、政府の取組も多岐に渡っているところから、日頃、これらの分野についての施策のあり方について調査検討を行っており、専門的知見をお持ちの女性に対する暴力に関する専門調査会と合同で開催させていただくことになった次第です。

本日頂きます皆さんの御意見につきましては、いずれの御意見につきましても、今後の監視専門調査会の意見取りまとめの過程で検討をさせていただきます。

次に、本日のヒアリングの方法ですけれども、人身取引関係と女性に対する暴力等関係の2部に分けまして、説明及び質疑応答を行います。

まず最初に、人身取引関係につきましては、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の順に説明を行っていただき、その後、まとめて質疑応答を行います。

次に、女性に対する暴力等の関係につきまして、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の順に説明を行っていただきまして、その後、まとめて質疑応答を行います。

内閣官房は前半のみとなりますので、前半の質疑応答が終わりましたら、退室されて結構です。ただし、ヒアリング終了後の議論の際に質問が出る可能性もありますので、その際には後日の対応をお願いすることになります。

また、後半の質疑応答終了後に、委員の皆様から自由に発言をしていただくための時間も設けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に人身取引に関して、内閣官房から説明をお願いします。

○淡路内閣官房副長官補付参事官補佐 おはようございます。内閣官房副長官補室の淡路と申します。

まず、内閣官房説明資料の資料1を御覧いただきたいと思います。

人身取引は、基本的人権の侵害に当たり、人道的観点からも深刻な問題であることから、その撲滅と被害者の保護に向けた必要な措置について、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、内閣に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議が設置されております。

お手元の資料1が、その設置に関する要綱でございます。

設置までの経緯について、一言補足させていただきます。平成15年9月に「世界一安全な国、日本」の復活を目指しまして、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、全閣僚を構成員といたします犯罪対策閣僚会議が設置されております。この人身取引対策に関する関係省庁連絡会議につきましては、平成16年4月に犯罪対策閣僚会議のもとに設置されまして、現在までに11回開催されております。

内閣官房は、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省等、関係省庁の人身取引対策のための諸施策について、必要な総合調整を行っております。

この人身取引に関する関係省庁連絡会議が設置されました8か月後の平成16年12月に人身取引に対する関係省庁連絡会議におきまして、最初の人身取引対策行動計画を策定いたしました。人身取引対策の防止の観点、人身取引撲滅の観点、人身取引被害者の保護の観点から施策を推進してまいりました。

平成16年12月に策定いたしました旧人身取引対策行動計画に基づき、主に売春を強要されるなどの性的搾取を目的とした人身取引への対策は、大きく前進したと考えております。引き続き総合的かつ包括的な人身取引対策を推進するために、もともとの行動計画策定から5年が経過いたしました平成21年12月に人身取引対策行動計画2009を策定いたしました。

お手元の資料に人身取引対策行動計画2009の概要がございます。その次の資料が人身取引対策行動計画2009の全文でございますけれども、内容といたしましては、人身取引の防止、人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護というもともとの行動計画の3つの柱に加えまして、4つ目として人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備、以上の4つの柱を据えて政府として対策に取り組んでいるところでございます。

お手元の資料をさらに御覧いただきたいと思います。例えば人身取引に関する関係省庁

連絡会議といたしまして、平成22年6月には被害者の認知に関する措置についての申し合わせを行っております。また、翌年の平成23年には、被害者の保護に関する申し合わせを行っております。このような申し合わせに基づきまして、関係省庁で適切な措置を講じているところでございます。

また、人身取引に関する関係省庁連絡会議といたしましては、毎年5月の外国人労働者問題啓発月間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動にそれぞれあわせまして、関係行政機関が協調して、政府広報等を通じて積極的に広報することによりまして、国民等の意識啓発と協力の確保に努めているところでございます。

内閣官房からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次に、内閣府から説明をお願いします。

○水本暴力対策推進室長 内閣府男女共同参画局暴力対策推進室でございます。

今、内閣官房からも御紹介がございましたけれども、人身取引というものについては、買春を始めとする性的搾取あるいは性的暴力を伴っている、あるいはそれを目的としたものが非常に多うございますので、女性に対する暴力の根絶というものを目指しております男女共同参画局においても、協力して取組を行っているところでございます。

具体的な取組については、広報啓発でございます。恐縮ですが、資料2-1を御覧ください。

2枚目「内閣府における女性に対する暴力の根絶に向けた取組（1）」となっている資料でございます。その右下を御覧ください。小さくて恐縮でございますけれども「だれか、助けて！」と書いてあるポスターが提起されているかと思えます。こちらのポスター、あるいは同じ内容のリーフレット等を作成しております。地方公共団体や関係機関、さらには空港、港湾、学校等に配布して、これを掲示していただくことで広報啓発を図っているところでございます。これは昨年のものでございますが、本年度についても同様のものを作成する予定でございます。

内閣府からは以上でございます。

○鹿嶋会長 次に、警察庁から説明をお願いします。

○青山警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 おはようございます。警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長の青山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

警察庁では資料3を用意しており、人身取引に関しましては、資料3の6ページ以降でまとめて施策を紹介させていただいております。パラグラフ39から40に該当するところにつきまして、警察庁の対応状況について御説明いたします。

先ほど内閣官房からもお話がございましたけれども、人身取引につきましては、人権侵害であり、国際的にも大きな問題とされております。警察では、先ほど御説明もございました平成21年12月に政府が策定しました人身取引対策行動計画2009に沿って、こちらのパ

ラグラフ40とあります6ページの上の枠のほうに概要をまとめてございますけれども、引き続き、保護係機関と緊密な連携・協力を図るほか、警察等への被害申告を多言語で呼びかけるリーフレットの作成・配布や匿名通報ダイヤルの運用を行っております。また、人身取引事犯の態様に応じた各種法令の適用による取締りを推進するほか、人身取引事犯により得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、人身取引事犯の根絶を図っております。

具体的に御説明いたしたいと思えます。

まず1つ目といたしまして、1行目から2行目にございます保護関係機関との連携についてでございます。被害者の保護を適切に行う上では、婦人相談所と警察がより密接に連携して対処する必要があるとの趣旨から、昨年、「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」に関する資料を作成いたしまして、全国の婦人相談所への周知を図ったところでございます。そして、相互理解の下で円滑に被害者の保護を図るための取組を実施しているところでございます。

2つ目といたしまして、2行目から3行目にございます「人身取引被害の申告リーフレット」についてでございますが、こちらは被害者本人からの被害申告を促すことを目的とするものです。

こちらは、資料3の最後のページに「警察等への被害申告を他言語で呼び掛けるリーフレット」ということで、縮小印刷をしているのですけれども、9か国語対応のリーフレットでございます。警察庁では、関係国大使館やNGO等の方々の協力を頂きながら、2005年から毎年、英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ロシア語、タイ語、インドネシア語、韓国語、台湾語の9か国語対応のリーフレットを作成しまして、入国管理局、都道府県の婦人相談所、関係国の大使館等、人身取引事犯の被害者の目につきやすい場所へ配布しております。例えば、このリーフレットの「タイ語」で書かれている欄の電話番号には、在京タイ大使館の代表の電話番号に加えまして、携帯電話の番号も記載されております。これにより被害者は24時間対応可能な在京タイ大使館の携帯電話にアクセスすることが可能となります。また、実際に、このリーフレットを通じて、在京タイ大使館の携帯電話に通報がなされて、被害者の保護につながったケースもあると聞いております。

3つ目といたしまして、3行目から4行目にございます。広く国民から関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用についてでございます。こちらは人身取引事犯に関する情報をより多くの一般の方から収集することを目的とした取組でありまして、こちらは情報の受領等の事務は警察ではなくて、警察庁から委託を受けた民間団体によって行われております。また、情報提供者の方は、提供した情報が被害者の保護、また被疑者の検挙等に結びついた場合は、その貢献度に応じまして、10万円を上限として情報料を受け取ることができることとなっております。また、情報提供者は、名前のとおりですが、匿名でも構わないということになっております。

この事業ですけれども、人身取引事犯に関するもの以外の暴力団情報等に関するものも

含めております。また、通報の手段としては、電話、インターネット、携帯電話のメール、いずれでも構わないことになっております。この事業は平成19年から開始いたしまして、平成24年12月までの間に、この事業による通報によって合計27件の対象犯罪の事件検挙がございましたが、そのうち人身取引事犯等では2件ございました。このほかいくつもの気事件検挙がありましたが、合計7人の情報提供者の方に情報料を支払っております。

平成24年度の受理件数のうち、人身取引事犯等の受理件数は130件でございました。

4つ目といたしまして、人身取引事犯取締りの強化でございます。平成24年における全国の人身取引事犯の検挙件数は44件、検挙人員は54人でございまして、前年よりも19件、21人増加しております。検挙された被疑者の主な内訳は、風俗店経営者等が25人、ブローカー等が6人でございました。また、これらの事件で確認された被害者は全て女性で、5か国27人に及び、国籍等別ではフィリピンが11人で被害女性のうちの40.7%、日本が11人で同じく40.7%、タイが3人、台湾が1人、韓国が1人となっております。就労形態はほとんどの者が売春をしていた女性又はホステスでございました。警察では、人身取引事犯に対し、人身売買罪だけではなくて、被疑者が犯した行為に応じて、適用可能な法律を駆使して取締りを推進しております。したがって、平成24年の検挙件数44件は、売春防止法違反が13件で最も多かったですけれども、そのほか入国管理法違反、職業安定法違反、風営法違反、児童福祉法違反、労働基準法違反等で取締りをしております。

このように適用可能な法律を駆使して、一人でも多くの被疑者を少しでも重い罪で検挙して、少しでも多くの犯罪収益を剥奪するとともに、一人でも多くの被害者の発見、保護に努めようとしているところであります。

6ページの下の枠ですが、こちらは後ほど再掲で出てくる部分もありますので、先に7ページの「売春の需要の抑止等による性的搾取の防止」に説明を移らせていただきます。

警察では、売春による搾取等の性的搾取を目的とした人身取引事犯が多く発生していることから、風俗営業店等を装った店舗型売春事犯、デリヘルを装った派遣型売春事犯等の売春事犯及び風俗関係事犯の取締りを通じまして、人身取引事犯の掘り起しに努めるとともに、それにより得られた収益を剥奪するための措置として組織犯罪処罰法の適用や課税通報等を講ずるなどして、売春関係事犯の根絶を図っております。

また、警察では、人身取引事犯を検挙した場合等は、タイムリーに広報に努めるということで、報道発表・広報を実施しておりまして、人身取引事犯の実態を広く社会に理解させるほか、人身取引事案を検挙した県等では住民大会や関係者による会議等を開催するなどして、人身取引被害者を生まない環境の醸成に努めております。例えば昨年10月に長野県で開催した地域安全県民大会では「人身取引の撲滅」を取り上げまして、警察庁の担当者の講演のほか、在京タイ大使館領事の方を招へいして講演を頂くなど、事態の深刻さを国民に訴えたところでございます。

最後に、6ページの下枠と7ページの下枠に関しまして、児童買春の被害児童に対する取組について御説明いたします。成長過程にある児童が児童買春等の被害を受けた場

合、その心身に与える影響が大変大きいことから、その対応は児童の健全育成を図る上で極めて重要なこととございます。そのため警察では、被害児童支援として、少年補導職員を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家の方々を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱しまして、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしております。また、被害状況に応じて、保護者や学校等の関係機関と協力しながら、被害児童の精神的な被害の軽減に努めるほか、再被害を防止するとともにその立ち直りを支援するなど、適切な対応に努めているところでございます。

以上が警察庁からの人身取引及び売春による性的搾取に関します説明でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次に、法務省からお願いします。

○田中法務省大臣官房秘書課国際室長 法務省大臣官房秘書課国際室の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、法務省の取組状況について御説明いたします。

人身取引問題につきましては人身取引対策行動計画2009に従い、その対策に取り組んできております。

まず、最終見解パラ40に関しまして、人身取引等人権をめぐる問題についての対応でございますが、法務省の人権擁護機関では、人権相談を受け付けて、適切な助言や適切な機関の紹介等を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には調査を行い、関係機関と連携協力するなどして事案に応じた適切な措置を講じております。また、法務省の人権擁護機関では「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、1年を通して啓発活動を実施しているところ、人権啓発冊子「人権の擁護」の平成25年度版におきまして、人身取引が深刻な人権侵害であること及び平成16年度からの人身取引対策に関する政府の取組を掲載しております。

査証発給の監視の継続につきましては、2010年7月に入管法が改正されまして、実務研修中の研修生に対しても労働関係法令が適用されることとして、新たに在留資格「技能実習」を設けております。また、悪質な外国人ブローカーを退去強制の対象としております。

さらに、関係する法務省令におきまして、悪質な送出し機関やブローカーを排除するため、外国人本人と送出し機関との間の契約書等を入国事前審査の際に提出させまして、保証金等の徴収や労働契約の不履行に係る違約金の不適正な取り決めがないか確認することを規定しております。

次に、被害者の回復・社会復帰のための施策につきましては、法務省入国管理局では、これまで、人身取引被害者から在留期間の更新申請や在留資格の変更申請があった場合には、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、人身取引被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合には、仮放免を柔軟に運用するなどして手続を進めた上、在留を特別に許可しており、引き続き被害者の保護を旨として適切に対応してまいります。

売春をした者の社会復帰促進策の実施等に関しましては、刑事施設、少年院、婦人補導院における矯正教育等の一層の充実に努めております。

また、保護観察所におきましては、売春を行ったために保護観察に付された女性に対し、再び売春を行うことのないよう、社会復帰を支援しております。

最後にパラ54、社会的弱者グループの女性への政策やプログラムにつきましては、法務省入国管理局では引き続き人身取引事案及び配偶者からの暴力に係る事案の被害者の迅速・的確な保護、法的地位の早期安定化等に努めるとともに、被害者本人の意思及び立場に十分配慮した適切な対応を行っております。

法務省の関係は以上でございます。

○鹿嶋会長 次に、厚生労働省から説明をお願いします。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 厚生労働省でございます。

資料5の3ページをお願いいたします。

パラ40、人身取引及び売春による性的搾取というところが厚生労働省の対応状況でございます。厚生労働省としましては、先ほど人身取引対策行動計画2009についての説明があったかと思いますが、主に人身取引被害者の保護を担当させていただいております。婦人相談所という機関で保護をさせていただいております。主に警察あるいは入国管理局からこういった女性を人身取引の関係で保護してほしいという依頼がまいると、相談所でお話を聞いて、保護をさせていただくという形になっております。

保護というのは、具体的にいますと一時保護と呼んでおりますけれども、短期間そこで生活をしていただく衣食住に加えまして、心理的なケア、あるいは医療費の支給といったような対応をさせていただいているところでございます。

それでは、そもそも婦人相談所はということで簡単に説明させていただきますが、参考資料の3ページをお願いいたします。

婦人相談所というのは、婦人保護事業という事業の機関の一つでございます。この婦人保護事業というものは婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設という3つの大きな機関で構成されております。人身取引被害者対策につきましては、主に一番上の婦人相談所で対応させていただいているところでございます。もともとは売春防止法に基づく機関でございます。各都道府県に最低1つ、全国で49か所設置されており、人身取引被害者のみならず、後ほど説明しますが、DV被害者あるいは居場所のない女性、行き場所のない女性を一時的に保護する、あるいは相談に乗るといった業務を行っているところでございまして、国庫の負担というのも一時保護に係る部分、活動費に係る部分という形で補助を負担させていただいているところでございます。

もう少し詳しくお話ししますと、4ページを御覧いただければと思います。

婦人相談所におけます被害者の保護の状況ですけれども、保護した被害者はこれまで全て女性で合計343人という実績が出ております。うち337人が婦人相談所で担当してござい

して、その他の6人というのは年齢的に児童相談所で担当させていただいているという実績がございます。国籍はフィリピン人、インドネシア人、タイ人の合計で全体の87%ということになっています。先ほども申しましたけれども、保護に至る経過は95%が警察もしくは入国管理局という形になってございます。

年度別の実績でございますが、必ずしもきれいに右肩上がり、下がりということではございませんが、直近で把握している数字で見ますと30人強というところでございまして、国籍も年によってインドネシアが一番多かったり、タイが一番多かったりということで、年によってばらつきがあるということでございます。

5ページを御覧ください。各都道府県に婦人相談所がございますが、都道府県別の実績でございます。これも大分地域によってばらつきがございます。多いところでは毎年必ず発生するという県もございますし、1件も実績がない県もあるという状況でございます。

一番下でございますが、先ほど依頼をされて一時保護をするということではございましたが、短期とは申しますがほとんどの被害者は早期の帰国を望まれるのですけれども、警察の事案ですとか、入国管理局等の手続等がありまして、希望するからといってすぐ帰国できるわけではありません。先ほど警察庁から、相談所に手引をというお話があったかと思いますが、それまでの間、例えば捜査に協力したりとかという期間がありますので、どうしても通常の一時保護のケースよりは長くなってしまいます。ただ、その中でも被害者に精神的な負担を与えないように、極力情報提供を支障のない範囲でやらせていただいて、その不安を解消できるように相談所では工夫をしているところでございまして、現在、平均の保護日数は36.7日ということでございます。

なお、外国籍の被害者に関しましては、習慣上あるいはそもそもお国の違いといったことで、大分日本の習慣とは違う生活をされている方も多いため、そういった点も現場での生活面では配慮をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

各府省の説明について、質問、意見があればお願いしたいと思います。どうぞ。

○中野渡補佐 よろしいでしょうか。

本日、委員の皆様へ緑色の「参考資料」というファイルを机上に置かせていただいておりますけれども、そのファイルの一番始めに「女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況」という資料がございます。こちらにつきましては、6月の監視専門調査会で配布したのですが、各府省における最終見解のparaごとの取組状況について、事務局で照会をしたものを取りまとめたものでございまして、最終見解のparaの内容とそれについての各府省の対応状況が記載されてございます。

本日の女性に対する暴力と人身取引の関係につきましては、その資料の6ページのpara 31、「女性に対する暴力」からが本日のテーマに関する部分でございまして、ただ今、各省庁から御説明がありました人身取引の関係につきましては、10ページのpara 39、para 40

になります。

先ほどの法務省の御説明につきましては、この資料の中に記載されている法務省の取組を、この資料に基づいて説明されたものと思われま。

今後の御説明につきましても、この資料を使うことがあると思いますので、こちらも御参照いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、御意見、御質問等を受けたいと思いますが、どうですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 阿部と申します。

1990年を前後して、多くのアジアからこういった人身売買で来た女性たちをシェルターにかくまって帰国援助の支援に取り組んできた当時から比べれば、法的にも、いわゆる法律違反者という位置付けから被害者という位置付けになったということで、非常に進んできているなと思っております。

日本で被害者を保護して、きちんとしたケアをしながら帰国援助をする。しかし、確かに帰国費用は支援していただけるのですが、彼女たちは帰るときにはほとんど無一文で帰る状況だろうと思います。そういった意味では、被害者に対する補償ということ考えたときに、日本の犯罪被害者に対する給付金等の制度を彼女たちあるいはそういう被害者にも適用するということが検討できないものかどうかということが質問と意見です。

○鹿嶋会長 今の意見、質問に回答できるところは警察庁ですか。

○青山警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 犯罪被害者給付金制度については、警察庁で所管しているものでございますが、給付金の対象となるべき犯罪の範囲や被害者の範囲につきましては、色々な御意見があると思いますけれども、この場でなかなかお答えするのも厳しいかと思ひます。その御趣旨というのは、そういった方にも何か金銭的支援をということで分かりますが、警察庁が所管している犯罪被害者給付金のスキームなのか、もっと別のものなのかということ自体が分かりませんので、今すぐ検討させていただきますという感じではないかと思ひます。

○鹿嶋会長 小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 今の点ですけれども、今、日本にある犯罪被害者給付金制度は、人が亡くなった場合や大きな障害が残ったような犯罪を対象にしているということが一つありまして、今、おっしゃったように、そのような範疇にこれが入るのかどうかということが1つあります。

もう1つは、今は検討中だろうとは思ひますけれども、これは国庫から出る見舞金という性質のお金なので、対象が日本の方となっているはずであります。そのあたりをどういうふうにかんがえるかということで、枠組みとしてどうするかということから恐らくかんがえないといけないことなのだろうと思ひます。

補足でありました。

○鹿嶋会長 ほかにいかがですか。

辻村会長は、補足は要らないですか。

○辻村会長 ただ今の小木曾委員の御回答ですと、外国人被害者については現行法では対応ができないという理解でよろしいかと思えますけれども、これに対して今後どうするかということですね。例えば法改正、特別法あるいは特別な措置ということを考えていくことができるかどうか、2005年に刑法のなかに人身売買罪が新設されましたけれども、法務省等で、関連した法制化あるいは措置等を御検討中のございましょうか。

○田中法務省大臣官房秘書課国際室長 今回の御指摘の点でございませけれども、まだ検討に至るところまでいってございませぬ。これから改めて検討してまいりたいと思っております。

○鹿嶋会長 今回の質問は、多分全部即答できないようなものもあると思えますので、議事録にきちんととどめるといふことにしますので、よろしくお願ひします。

○辻村会長 この機会ですので、いろいろな問題があるということをお議事録にとどめておいていただければと思ひます。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○小木曾委員 むしろ内閣府のどちらかで今、給付金の制度の見直しはなされてはいるはずですが。

○鹿嶋会長 内閣府、そうですね。

○水本暴力対策推進室長 男女共同参画局でございませぬ。検討しているのは、共生社会政策担当の犯罪被害者等施策推進室というところで、本日は来ておりませぬ。

○鹿嶋会長 私どものほうで一応受けとめておきますので、よろしくお願ひします。

ほかにはよろしいですか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 御説明ありがとうございました。

今日資料として頂いた人身取引対策行動計画2009について、今回の最終見解とそれを受けて日本の取組についてのCEDAWへの次回の報告に関連して、少し意見を言わせていただきたいのです。

行動計画の2ページで、人身取引に関して国際社会の関心も高く、より幅広い対策の推進を求める様々な指摘がなされているというところの注記で、国連の特別報告者の見解が要約されているかと思ひます。その○の1つ目のところで、人身取引議定書、国際組織犯罪防止条約、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約について批准をしていないことという項目が挙がっています。最終見解のパラグラフ40関係では、先ほどの前2者が指摘されていて、最終見解のパラグラフ57のところでは最後の移住労働者関係の条約の批准の問題が指摘されているという構造になっています。

その意味では、単純に今回の人身取引のパラグラフ39、40のところだけではなくて、もう少し包括的に見たときのパラグラフ57にも目を向ける必要があるように思われます。特に行動計画の12ページの今後の方向性として掲げられているところの4（1）①の段落の

最後に「国際連合等における人身取引対策に関するその他の取組に対しても積極的に協力する」という項目が挙がっています。その他の取組のところで、いわゆる人身取引は性的搾取だけではなくて、労働搾取の問題も含まれているというところも含めて、包括的に検討してはどうか。次に出す新しい報告の中では間に合わないかと思うのですけれども。前回、監視専門調査会で外務省からの報告も受け、移住労働者部分に関しては今のところまだノータッチというところが実情のようですが、基本的には国民の啓蒙のことが11ページに色々と挙がっており、そこには労働搾取の問題への言及もあります。この労働搾取との関連で、いわゆる移住労働者全般に関して今の国内の現行法でどこまで権利の保護がカバーできるのか、あるいは国際基準の違いのところがどこなのか、条約の締結についてはかなりハードルがあるとは思うのですけれども、そのところについても少しずつでも検討を進めていただきたい。今後、39、40の最終見解だけではなくて、57にも絡んでいることに留意し、総合的な視点から、更に具体的に検討を進めていただければというのが個人的な意見です。

○鹿嶋会長 意見として聞いておけばいいですね。

ほかにはよろしいですか。

○辻村会長 パラ39、40のところですが、御承知のように、例えば日本の売春防止法では買春側は不可罰でございます。

パラ40で売春の需要の抑止ということが掲げられております。39と40を合わせて見ますと、被害者の回復ということと並んで原因の除去であるとか、防止策をどのようにするかということがもう一つの柱になっていると思います。内閣官房でも全体として、被害者の救済に随分取り組まれています。これは厚生労働省からも御報告を頂きまして、私もそのように考えますけれども、もう1つの原因の除去とか、あるいは防止、売春の需要の抑止というこちらの柱については、どのような対策が今後可能でしょうか。これについては、ほとんど触れないでいいかどうかということ疑問に思いました。これについては、来年の政府の報告書で書けることが、警察庁が収益を剥奪するための措置を取ったということのみになっているかと思っておりますので、売春需要の抑止、あるいは究極的な原因の除去といった課題については、どのように内閣官房や連絡会議で認識しておられて、そしてどのような対策ができるかということです。

行動計画では、14ページの⑤のところに掲げられておりまして、買春ツアーに対する対策ということが出てきますけれども、これについては単にポスターを作って貼っておくということだけで十分だとお考えなのか、あるいは何か有効な対応があるとお考えなのかということ。これは内閣官房にもお伺いしたいと思っておりますし、警察庁あるいは内閣府の取組としては、ポスターを作成して広報活動を行っているということですが、広報活動がどちらを向いて、どういう内容なのかということ絡めまして、教えていただければ幸いです。

○鹿嶋会長 内閣官房、どうぞ。

○淡路内閣官房副長官補付参事官補佐 内閣官房でございます。

今の御質問の広報啓発のところでございますが、御指摘のとおり、どのようにすれば届くのかというところは、非常に難しい課題であると考えてございます。内閣官房が庶務を担当しております関係省庁連絡会議におきましては、冒頭の説明で御説明したとおり、政府広報等を通じまして、広報を継続することによって、何とかこの人身取引被害の悲惨さが伝わるようにということを考えております。御指摘がございましたポスターを掲示するだけで十分なのかどうかということも含めまして、引き続き検討していきたいと思っております。

○辻村会長 私の質問は、性的搾取の需要の抑止については、どのように捉え、またどういふ対策があるかについて、関係省庁連絡会議等ではお考えになっているのかどうかということです。

○淡路内閣官房副長官補付参事官補佐 内閣官房でございます。

今の点につきましては、例えば外務省で発行しております資料に、海外における買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があること等を記載していただきましたり、そのように需要側への啓発という意味でパンフレット等を使いまして、啓発をしているところでございます。

○鹿嶋会長 ほかに辻村会長の質問に対する回答を出せるところはありますか。どうぞ。

○水本暴力対策推進室長 内閣府でございます。

当方で作っておりますポスター及びリーフレットでございますけれども、基本的には国内向けでございますので、要は実際に一般国民に向けて、例えば周りの人がどうもあそこで売春まがいのことが行われているらしいとか、そういった実際に被害を目撃したり、認知したりしたときに伝えてほしいといった、国民一般の啓発ポスターということになります。

配布箇所でございますが、先ほども申し上げましたが、ポスターが3万枚余り、リーフレットが5万枚余りということでございまして、もちろん地方公共団体等の公共機関等にも配っているのですが、比較的目に触れやすいところということで、警察とか、空港とか、港湾、さらに一般の若い人にも知ってほしいということで、大学等の学校等にも配布して、できるだけ一般の方の認知を上げるようにしたいと思っております。

○鹿嶋会長 今回の辻村会長の意見は、監視専門調査会でも似たような意見が出ておりまして、要するに各行政の取組ですね。取組中だけれども、実効性がなかなか出ていないわけですね。きちんと政策評価すべきだという意見も出ていますので、辻村会長の意見もそれに近いようなところがあって、取組の趣旨として書いてあるのだけれども、実態としてなかなか人身取引が減っていないわけですね。だから、どうするかといったような問題ですが、それは今日監視専門調査会の意見に何を盛り込むかということについて議論の時間がありますので、そちらの議論の中に少し取り込んでいきたいと思っております。

改めて、監視専門調査会として、暴力についてはほかに暴力に関する専門調査会の委員

の皆様はよろしいですか。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 質問ですけれども、資料5の参考資料の4ページに保護の状況の御説明があります。5ページに都道府県別の保護実績というものがあまして、愛知県が67人、長野県は39人とかなり多いです。少ないところは一桁ということですが、県によって差があるというのは、一般的な傾向であるのかどうかということと、その原因がお分かりかどうかということ伺いたいです。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 厚生労働省の資料です。まず、厚生労働省からお答えします。

これは結局、婦人相談所単位でカウントしているということは、警察や入国管理局から依頼される相談所がこれだけの数あるということです。事案自体、事件と申しましょうか、そういった警察なり入国管理局の取り締まりに多分そもそもそのばらつきがあるので、それに伴って、保護する数にばらつきがあると思われま。では、なぜ特定の地域にだけそういった事案が多いのかというのは、私からは直接お答えできないのですが、ただ、私が警察庁等から聞いているのは、恐らくブローカーというのですか。そういった悪いことをする人たちが特定の繁華街といいますか、地域に根を張ってしまっているという地域的な結びつきの結果、そうなっているのだと聞いたことはあるのですが、補足していただければと思います。

○青山警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 失礼します。警察庁です。

愛知なり、長野が突出して厚生労働省の婦人相談所の保護実績でも高いということですが、今、都道府県別の検挙件数の詳細は持ち合わせておりませんが、やはり警察の検挙実績につきましても、愛知や長野等が多うございます。その理由といいますのは、やはりタイ人やフィリピン人等のコミュニティ的なもので、悪いほうのコミュニティといいますか、そういう「〇〇人ママ」みたいなものやブローカーみたいなものと一緒になって、そういったコミュニティで現地から呼んできた人をすぐに長野に送り込むとか、そういった状況が起きておるといところで、こういった結果になっているのかと思います。

ですので、先ほどの広報啓発の話とも絡むのですけれども、長野県の地域安全県民大会で人身取引の撲滅を取り上げたという話もありましたが、やはり長野等のそういったところでは、若干県内にそういった温床になっているところがあるという認識もあり、在京の大使館等と県と警察と住民の方々が一体となって、そうしたシンポジウムや講演会のようなものを開いたりといところであります。

ですので、先ほどの辻村会長の需要を減らすという話に絡んでのお答えになるかどうかは分かりませんが、警察としてはやはり取締りをどんどんやっていくことによって、人や物、金等の流れを断ち切るというのはもちろんですが、プライバシー等にも配慮しながらではあります。タイムリーに報道発表と広報をして、そういったところを利用することがこうした問題に加担することになるということをお知らせするとともに、先ほど長野

の話をしていただきましたが、そのほかの各都道府県におきましても、地域住民等と一体となりまして、意見交換の実施や講演の開催、宣言の採択等の取組を実施しているところでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、これで人身取引関係の部分は終わります。内閣官房はこれで御退席いただいて結構です。

続きまして、女性に対する暴力に関する各省からの説明をお願いいたしたいと思います。最初に、内閣府から説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料は、緑のファイルの女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況の6ページ、パラ31、【女性に対する暴力】となっているところの内閣府部分でございます。

あわせて、本日お配りいたしました資料2-1の3枚ものが資料になりますので、恐縮ですが、両方御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、各府省における対応状況の右側の欄の○の1つ目でございます。女性に対する暴力に関して、言わばこれは総論的な部分でございますが、第3次男女共同参画基本計画に基づく施策を総合的に推進しているということを書かせていただいております。

資料2-1の1枚目を御覧ください。

既に御案内のところとは思いますが、第3次男女共同参画基本計画、第9分野というところが女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで柱立てが1本立っております。こちらに書いておりますとおり、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという基本的考え方のもと、中段にございますような成果目標、啓発的な目標でございますとか、相談支援センターの数等の数値目標を立てさせていただき、下段にございますような各般の施策を実施しておりますところでございます。

一言で女性に対する暴力と申しましても、様々な対応、問題がございます。下にございますとおり、いわゆる配偶者暴力でございますとか、性犯罪、児童ポルノ等の子どもに対する性的な暴力、買売春、先ほども出てまいりました人身取引、さらにセクハラでありますとか、インターネット、メディア等における性暴力表現への対応等、様々な観点がございますので、関係省庁において適宜対応をとっておるところでございます。

続きまして、対応状況の2つ目の○、配偶者暴力防止法の改正でございます。資料2-1は、2枚目を御覧ください。左側の欄でございます。

こちらも御案内のところではないかと思っておりますけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、通称、配偶者暴力防止法と呼んでおりますが、こちらが平成13年に議員立法で成立しております。これに基づく施策というものを内閣府を始め、関係省庁で行っておるところでございます。

対応状況に書かせていただきましたのは、この配偶者暴力防止法の改正でございます。本年の6月、先の通常国会の会期末でございますけれども、この配偶者暴力防止法の改正法が成立いたしました。施行日は来年の1月3日ということになっております。

改正内容でございますけれども、一言で申し上げれば、対象の拡大でございます。これまで配偶者暴力防止法は、その名のとおり、配偶者からの暴力及びその被害者、事実婚も含みますが、それを対象としている法律であったのでございますが、今回、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても適用対象となります。法的には準用という形でございますけれども、対象が拡大して、支援等の措置が講じられるようになったということございまして、これは新しい動きでございますので、対応状況に書かせていただいているところでございます。

続きまして、対応状況を1ページおめくりいただき、7ページの一番上、意識啓発の取組強化でございます。資料2-1は、2枚目の右上でございます。

これに関しては、女性に対する暴力をなくす運動というものを行っております。こちらに書いておりますとおり、毎年11月12日から25日、25日というのが国際的な女性に対する暴力撤廃日でございますので、それに向けて2週間ほど、力を入れて広報啓発等やっていくというものでございます。

具体的な取組といたしましては、ポスター等の作成と配布。それから、この運動のシンボルカラーが紫でございますので、パープルライトアップと申しまして、東京タワーを始め、各地のタワーでございますとか、有名な建物等を一斉に紫色に点灯していただくことで広く運動の趣旨を理解していただくとか、シンボルのパープルリボンを大臣等に着用してもらうなどの取組を行っているところでございます。

続きまして、中段の質の高い支援サービスの提供でございます。こちらについては、まさに現場で実際に暴力の被害者等に対応しております相談員の方たち向けの研修を内閣府において実施しております。体制の強化、さらに各地の相談員の方が一堂に集まいただくことで、連携、情報交換等にも資するような取組を行っているところでございます。

続いて、下の方でございますが、包括的な意識啓発プログラムの実施というものがございます。これは先ほどの内閣府の運動と中身は一緒でございますので、説明は割愛させていただきます。

もう1ページおめくりいただきまして、一番上でございます。関連法規についての公務員等への周知というものがございます。これについては、まさに先ほど申し上げました、法律改正がなされたばかりでございますので、それを現場の地方公務員の方等にも知っていただくべく周知を図るとともに、ホームページでもその中身を公開いたしまして、周知を図っているところでございます。

続いて、中段のあたり、データ収集、調査実施、データ活用の部分の1つ目でございます。これについては、男女間における暴力に関する調査というものを定期的に実施しております。原則として3年に1回程度行っている調査でございますが、これは一般の国民の

方向けに暴力に対する意識でございますとか、実際に暴力の経験があるかどうか、あるいはそのときにどういう対応をとったかといったようなデータを定期的にとっていて、施策の参考にしているところでございます。

1つだけ御紹介ということで、資料2-1の3枚目の資料を御覧ください。左上でございます。こちらが調査結果の一つでございます。配偶者からの被害経験がありますかという質問でございます。具体的には殴る、蹴るなどの身体的暴行、あるいは暴言でありますとか、脅迫といった心理的な攻撃、さらに性的強要のどれか経験がありますかといったところ、真ん中の女性のところを御覧ください。何度もあったという方だけで10.6%。1、2度という方も加えると3分の1弱ということでございます。よく女性の10人に1人が配偶者からの暴力被害の経験者だといった言い方をいたしますけれども、その基になっておるデータでございます。

続きまして、対応状況にお戻りください。

1ページおめぐりいただきまして、9ページの一番上でございます。児童ポルノ等の関係でございます。こちらは直接の施策というのは、また後ほど各省から御紹介があるかと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、第3次基本計画の方にメディアにおける性暴力表現の対応ということで、様々な取組について盛り込んでいるところでございます。

対応状況の内閣府分は以上でございますが、最後に、先ほどの資料2-1にお戻りいただきまして、実情のデータだけ、一言御紹介をさせていただきます。

3枚目の表の右下を御覧ください。先ほど第3次計画の数値目標にもなっておりましたけれども、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの数でございます。下のグラフでございます。年々増加をしてきております。まだ十分とは言えないかもしれませんが、順次増えてきておるということでございます。

その結果ということになるかと思いますが、左下の表を御覧ください。センターへの相談件数も年々増加をたどって、もう倍をはるかに超える量になってきております。これは、これまでどこに相談しに行ったらいいのかわからなかった人とか、相談しないで自分だけ抱え込んでいた人とか、そもそもこういうのは暴力だと思わずに単に我慢していたような人等、言わば隠れていた暴力の悩みというものをある程度拾い上げることができたという数字になっているかと思っております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○菅井内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備・総合調整第一担当参事官補佐 内閣府で青少年環境整備担当をしております参事官補佐の菅井と申します。よろしく願いいたします。

私のほうは、内閣府の配付資料2-2を御覧いただきたいと思っております。

まず、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲーム、漫画の販売に関してであります。

最初に、青少年に関する条例ということで、これは長野県を除く46都道府県に現在、青少年健全育成条例もしくは青少年保護育成条例という名前と呼ばれておりますが、それぞれ条例が制定されております。なお、長野県につきましては、長野市を始めとする市町村単位でそれぞれの条例を制定しております。また、長野県におきましても、県の青少年育成条例の制定に向けて、現在検討を始めているということを知っておりますので、近い将来、47全ての都道府県に青少年に関する条例が制定されるのではないかと考えております。

この中で有害図書類の販売等についてということで、○で有害図書類の定義を示させていただきました。性暴力等に関する表現が青少年の成長に悪影響を及ぼす可能性があるものとして、条例に基づいて指定された書籍、雑誌、ビデオディスク等の出版物を差します。この有害図書類の指定方法に関しましては、①～④までそれぞれ4つの方法があります。

次のページでその指定方法を説明しております。

①個別指定というものが 있습니다。これは各自治体に設定されております青少年に関する審議会等で出版物を1点ずつ検討しまして、その結果に基づいて指定する方法であります。指定された図書の名前等が販売店に通知されるようになっております。これは青少年健全育成条例等を設定している46都道府県全てで導入されております。この方法に関しましては、各都道府県の青少年課の職員等が書店またはコンビニ等で本を購入します。その購入した本について、有害として指定すべきかどうかということで、各県等において設置されている審議会に諮問します。審議会で審査をしまして、指定の可否を答申します。そして、指定された図書類については、広報で告示されます。また、販売店等にも本の名前等が通知されます。そして、指定された図書類は、青少年への販売が禁止されます。また、販売する場所を一般の本類と分けなさいという区分陳列または包装義務、これはビニールシート等で外から見えないようにということで、購入しないと見られないような措置を規制しております。

②は包括指定と呼ばれるものであります。これは出版物の中で青少年に有害な内容が基準以上の分量に達していると認められるものにつきましては、審議会等で審査することなく自動的に有害図書類とみなすものであります。これは長野県と東京都を除く45道府県で導入されております。この包括指定に関しまして、内容が基準以上の分量ということですが、これはそれぞれ写真とか絵またはそういう性行為の場面等は全体の5分の1とか、20ページ以上とか、そういうシーンが合計3分を超えるとといったような、それぞれ基準がございますので、それに沿って指定をするというものであります。

③は団体指定ということで、これはそれぞれの条例によって指定された業界団体等があります。これが定めた審査基準等によって選定された出版物を有害図書類とみなす方法であります。これは27道府県で導入されております。この業界団体というのが、例としてビデ倫、ソフ倫、CEROという団体等がそれぞれ独自に定めた審査基準がございますので、これによって選定するという方法であります。

最後④は緊急指定ということで、これは緊急的な対応が必要な出版物があった場合、審

議会への諮問を省略して、市長が個別に指定をする方法でございます。これは現在、39道府県で導入されております。この導入の表等に関しましては、資料2-2にそれぞれ都道府県の制定状況を添付させていただいております。有害図書、映画、ビデオ、DVD等に関しましては、毎年12月末現在で各都道府県から内閣府のほうに報告してもらって、それを取りまとめてホームページ等に記載しております。ですから、女性に関する強姦、性暴力を内容とするテレビゲーム、漫画の販売に関しましては、既にそれぞれの都道府県によって制定されている青少年健全育成条例、もしくは青少年保護育成条例によって規制されておりますので、青少年等に悪影響を及ぼすような販売は行われていないと考えております。

また、政府に関しましては、資料2-2に第2次児童ポルノ排除総合対策の概要ということで、資料を添付させていただいております。これは本年の5月28日に開催されました犯罪対策閣僚会議において決定されたものであります。策定の背景ということで、左上のほうに記載しておりますが、平成24年中の児童ポルノに関する送致件数、送致人員が過去最高となったということで、今年も今のところのペースとしては、非常に悪いペースで進んでいるということでもあります。

その児童ポルノ事犯の大部分がインターネットの関連でありまして、ファイル共有ソフトというものを利用して、お互いに自分が持っている児童ポルノをネット上で交換するような感じということで、こういう事犯が増えております。

また、撮影された画像等の被害者の約8割が強姦とか強制わいせつ的手段によるものであると認められ、その被害者の約半数が小学生とか低年齢児童と認められるような極めて憂慮すべき事態にあります。

今後3年間を目途としまして、児童ポルノに関する排除の政府を挙げた総合的な対策を実施するというところで、留意すべき課題として、左下に①～③まで、ファイル共有ソフト対策、被害者支援の強化、国際連携の強化ということで、これを3つの課題としまして、政府を挙げて取り組んでいくということで、右側のほうが大きな6つの項目になっております。児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進から、一番最後の諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化、ここまでの6つの項目を中心として、日本から児童ポルノの排除ということで、政府と国民が一体となって排除していくという活動を今後も実施していきたいと考えております。

以上であります。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次は警察庁、お願いします。

○青山警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 警察庁でございます。

資料3の2ページ以降から、女性に対する暴力に関するパラグラフ31から38の対応につきまして、内閣府で用意していただいた女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況の警察庁分を抜粋したような形になってございますけれども、これに基づきまして説明させていただきます。

まず、パラグラフ32につきまして、1つ目、女性に対する暴力に関する取組強化でございます。

資料に記載はしておりませんが、始めに、最近また非常に注目されておりますストーカー事案、配偶者からの暴力事案の認知件数につきましては、平成24年はストーカー事案が1万9,920件、配偶者からの暴力事案が4万3,950件ということで、法施行後、統計を取り始めてから最も高い件数となっております。ストーカー事案、配偶者からの暴力事案に対する社会的な関心が高まり、より積極的に届出や相談がなされたことも増加の一要因と考えております。

こうした情勢の中で、まず1つ目の枠でございますが、警察庁では、被害女性が相談しやすい環境の整備を図るとともに、加害者の加害行為が刑法法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、抵触しない場合においても防犯指導や関係機関の紹介等の自衛・対応策を被害女性に教示し、必要に応じて加害者である相手方に指導警告するなど、被害女性への支援を促進しております。

自衛・対応策の例といたしまして、警察の110番緊急通報登録システムへの登録、防犯ブザーの活用でありますとか、場合によっては防犯カメラ等を貸与する、携帯電話の常時携帯による即時通報要領等の教示等を行っております。

2ページの真ん中の枠ですけれども、女性に対する暴力に関する取組強化の一つといたしまして、今年6月26日にストーカー規制法を一部改正する法律が成立いたしました。これによりまして、これまで規制の対象外でありました連続してメールを送信する行為も規制の対象となり、こちらにつきましては、既に7月23日から施行されておりました、各都道府県警察において検挙事例も幾つか見られているところでございます。

そして、10月3日から全面施行されることになっております。禁止命令等を発令する公安委員会が今まで被害者の住所地を管轄する公安委員会だけであったのですが、被害者の居所、加害者の住所等の所在地、つきまとい等の行為が行われた地を管轄する公安委員会まで拡大をされます。警告等を行うことができる警察本部長等についても同様に拡大されるところでございます。

3番目の枠でございますが、警察における性犯罪等に対する取組でございます。始めに強姦や強制わいせつの現状について申し上げます。警察庁が収集しているデータに基づき御説明いたしますが、こちらは参考資料の3ページ目と4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

まず、3ページ目に(1)強姦、(2)強制わいせつということで、平成15年から平成23年にかけて連続して減少しておりましたけれども、昨年は1,240件ということで、前年に比べて55件増加しております。強制わいせつにつきましても、平成15年から平成23年にかけて減少傾向にありましたが、昨年は7,263件で前年に比べて393件増加しております。検挙率は、強姦、強制わいせつともに上昇傾向にございます。

4ページ目は、夫から妻への暴力の検挙件数の推移でありまして、殺人、傷害、暴行が

あった場合の被害者と加害者の関係の統計でございます。配偶者や内縁関係の間における殺人、傷害、暴行の件数は4,457件でございます。そのうちの4,149件は女性が被害者となった事件でございます。つまり、配偶者間でこういった罪名の犯罪が行われた場合に、93.1%は女性が被害者となっているということでもあります。

罪種別に見ますと、殺人が153件中93件で60.8%、傷害は2,183件中2,060件で94.4%、暴行は2,121件中1,996件で94.1%ということで、いずれも大変高い割合となっております。

続きまして、警察における性犯罪対策について申し上げます。

まず、2ページが一番下の「性犯罪に関しては」というところでございます。女性警察官、性犯罪捜査指導官等の配置についてであります。警察では、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するために、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置を促進しているほか、全ての都道府県警察に性犯罪捜査指導官及び性犯罪指導係を配置しまして、性犯罪の発生状況等を集約・分析し、その結果に基づいた捜査の指導、調整を行っております。平成25年4月現在、性犯罪指定捜査員として指定されております女性警察官等は全国で6,752名となっております。また、全国の性犯罪捜査指導官は51名、性犯罪捜査指導係は294名となっております。

次に、性犯罪被害相談窓口の設置について申し上げます。警察では、各都道府県警察に女性警察官等による「性犯罪110番」等の相談窓口や「性犯罪被害者相談コーナー」等の相談体制の充実に努めているほか、当該相談窓口の広報等により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努めております。

続いて、証拠採取における配慮について申し上げます。警察では、性犯罪を認知した後、被害者の方から証拠の採取を行う必要があるのですが、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するために、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪捜査証拠採取セットというものを整備しております。また、事件発生時における迅速かつ適切な診断、治療、証拠採取や女性医師等における診断等のために産婦人科医等とのネットワークを構築し、連携強化に努めております。

続きまして、3ページに移ります。

質の高い支援サービスの提供についてでございます。警察庁では、今年の2月から、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者の方に警察が執り得る措置等を分かりやすく説明する方法の一環として、被害者の意思決定支援手続というものを導入いたしました。これは、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者の方が相談に訪れた際に、参考資料の2ページ目に図が書いてあるのですが、要は、警察として何ができるのかということで、ストーカー事案に該当する場合、配偶者からの暴力事案Vに該当する場合、そして両方の法律の対象となる場合との手続の流れでございます。こうした被害の届出からストーカー規制法に基づく警告でありますとか、両方の法律に基づくそれぞれ援助の仕組みがありますし、警察以外の対応としては何があるかといったものを図で示しております。

それから、こちらのほうには資料として載せておりませんが、同じタイミングで事案がどれだけ危険かということをお被害者の方に分かっていただく必要がございます。こうした恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案につきましては、やはり被害者の方がなかなか被害届を提出することを逡巡されたりということが多々ございます。ところが暴力のサイクルでありますとか、自分が被害届を提出せずになかなか次の手続に進まないがために、例えば危険度がもっと増す場合もありますし、場合によっては、本人ではなくて、身近な親族であるとか、友人等関係者の方に被害が及ぶ場合もあります。そういったものも分かりやすく説明するような資料も用意いたしまして、危険性とこれからの手続がどうなるかということをお両方とも分かりやすく説明して、被害者が選択する措置を明確にするといったものを取り入れております。被害者の意思が明らかになることで、警察と被害者が共通の認識をもって、より迅速、的確に事案対応を推進することができるということ、こういったものを導入しております。

資料の3ページの下の方には、包括的な意識啓発プログラムの実施についてでございます。こちらにつきましては、警察庁では有識者で構成される研究会を開催しまして、電車内の痴漢事犯の実態を把握するための調査や、電車内の防犯カメラの効果を検証するための実験等の結果を「電車内の痴漢撲滅に向けた関係機関との取組に関する報告書」として取りまとめております。その内容を踏まえて、鉄道会社に対する女性専用車両の増加の働き掛けや痴漢撲滅キャンペーンの実施等、関係機関・団体と連携した対策に取り組んでおります。

この関係で、例えば場合によっては、鉄道会社において、防犯カメラ等を設置していただいたり、時期によっては合同で痴漢撲滅キャンペーン等を鉄道会社と警察と女子高生の方々が一緒に実施しております。

4ページの上でございますが、関係法規についての公務員等への周知についてでございます。警察庁では、平成23年3月に閣議決定されました「第2次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、同年7月、「犯罪被害者支援要綱」を制定いたしました。本要綱や毎年度策定しております「警察庁犯罪被害者推進計画」では、採用時や昇任時等の各種機会を活用しまして、性犯罪被害者への支援要領等に関する教養等を行うことにより、性犯罪被害者を始めとする犯罪被害者に対する適切な支援を確実にするための教養の充実を図る旨が定められております。警察では、これらに基づいて性犯罪被害者等のニーズに配慮した支援施策を実施しております。

データ収集、調査実施、データ活用につきましては、先ほど見ていただいた参考資料にありましたようなデータがございます。

最後、5ページ目ですが、パラグラフ36における対応状況でございます。テレビゲームや漫画の販売禁止についてでございます。これに関しましては、警察庁といたしましては、わいせつな図画等を公然と陳列する事犯、わいせつな画像情報が記録されたゲーム等を販売する事犯に対する取締りを強化しているところでございます。平成24年中に検挙したわ

いせつ物頒布事犯等の件数は1,270件で、前年に比べ112件増加しております。また、コンピュータ・ネットワークを利用したいせつ事犯の検挙数は平成24年が933件で、前年に比べ234件増加しております。

以上が警察庁からの説明でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて、法務省の説明をお願いします。

○田中法務省大臣官房秘書課国際室長 法務省からは、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況の表に従って説明させていただきます。

まず、最終見解パラ32の意識啓発の取組強化等についてでございます。法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、配偶者やパートナーからの暴力を含む女性に対するあらゆる人権侵害について意識啓発の取組を強化していくため、全国各地で女性の人権問題をテーマとした講演会の開催、啓発教材等の配布等の啓発活動を実施しております。

また、ホットラインの開設という点に関しましては、法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50カ所の法務局・地方法務局に設置しております。さらにホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を設けまして、人権擁護員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じるとともに、調査・救済活動に取り組んでおります。

質の高い支援サービスの提供という点につきましては、日本司法支援センター（法テラス）で、暴力を受けた女性被害者等に対して、法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供しております。また、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介しております。

また、法テラスでは、暴力を受けた女性被害者等が、加害者に対して損害賠償を求める場合等におきまして、資力が乏しいために弁護士に相談したり、民事訴訟を遂行することができない者に対しまして、無料法律相談の実施や弁護士費用の立替え等を行っております。

保護命令発令の迅速化につきましては、裁判所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第13条により、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとされております。なお、裁判所において認容された保護命令事件の平均審理期間は、平成13年10月から平成25年6月までの統計になりますけれども、約12.8日であると承知しております。

次に、女性に対する暴力の防止や被害者保護への取組の強化についてでございます。検察当局におきましては、刑法、配偶者暴力防止法等の関係法令を適用しまして、適正な処罰の実現に努めております。また、女性に対する暴力による被害者等が刑事裁判の場において、いわゆる二次的被害が生じることのないよう、十分に配慮しております。

これは例えば平成12年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法により、証人尋問の際の付き添い、遮へい及びビデオリンク方式が導入されております。また、平成19年に成立しました「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者特定事項の秘匿の制度も導入されております。検察当局におきましては、これらの制度につきまして、女性に対する暴力の被害者等の意向も踏まえ、裁判所に適切に意見を述べるなどして、適切な運用に努めております。

関係法規についての公務員等への周知という点でございます。最高裁判所では、前回の政府報告に対する最終見解を全職員に周知しております。また、裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対しまして実施する各種研修等の中で、DV、セクシュアル・ハラスメント、女子差別撤廃条約等のジェンダー問題への裁判官の意識を高めるため、国際人権問題を専門とする大学院教授、人権擁護に携わっている機関、これに国際機関も含まれますが、これらの職員、最高裁判所事務総局の課長等を講師として招きまして、性別に配慮した各種講演を実施しているところでございます。今後もこのような取組に努めていくものと承知しております。

統計資料につきましては、保護命令事件に関し、資料4に準備させていただいております。こちらは最高裁判所が集計している統計としまして、「配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況について」というものがございます。こちらにつきましては、平成25年版の男女共同参画白書の1-5-9表をアップデートしたものでございます。

もう一つの統計資料でございますけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反、強制わいせつ罪、強姦罪等についての通常受理人員、公判請求人員等を示したものになります。

次に、最終見解パラ34に移らせていただきます。性犯罪の非親告罪化等につきましては、第3次男女共同参画基本計画におきまして、強姦罪の見直し等、こちらにつきましては非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等でございますけれども、性犯罪に関する罰則の在り方を検討するということが計画されております。これに従いまして、平成27年度末までに法務省において検討することとされておきまして、これを踏まえて様々な検討を行っているところでございます。

パラ36の児童ポルノ禁止法の改正についてでございます。児童ポルノ禁止法は1999年に議員立法として成立しまして、2004年に議員立法として一部改正がなされたところであり、現行法上では、提供、提供目的での所持、製造、公然陳列、児童に姿態をとらせての製造等が処罰の対象となっております。2008年6月以降、複数回、議員立法として単純所持、すなわち自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持の罪の新設等を内容とする改正案が衆議院に提出されておりますが、いずれも衆議院の解散により廃案となり、2013年5月、議員立法として同内容の改正案が衆議院に提出されたことと承知しております。

最後にパラ50の人工妊娠中絶を犯罪とする法制の改正についてでございます。我が国の刑法におきましては、墮胎は犯罪行為とされておりますけれども、これは胎児の生命・身体

の安全を主たる保護法益としつつ、あわせて妊娠中の女子の生命・身体をも保護法益とするものであり、これらの法益を保護する必要から、堕胎罪を廃止することは適当ではないと考えられます。

なお、母体保護法において母性の生命健康を保護するとの観点から、一定の要件のもとでの人工妊娠中絶が認められており、その場合には、堕胎罪で処罰されるということはありません。

法務省からの発表は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。次は、厚生労働省からお願いします。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 厚生労働省でございます。

先ほどの資料5をもう一度御覧いただきまして、2ページのパラグラフ32の厚生労働省該当部分を抜粋させていただいたものでございます。

基本的に、DV被害者保護施策につきましては、先ほどお話に触れました婦人相談所を中心とした婦人保護事業ということで対応させていただいているのですけれども、1点、一番上でございます24時間無料のホットラインということで触れられておりまして、それにつきましては、参考資料の2ページを御覧いただければと思います。

寄り添い型相談支援事業、俗に言う寄り添いホットラインという名称で周知をさせていただいておりますけれども、寄り添いホットラインにつきましては、一般的な生活上の悩みですとか、生活困窮者以外にDV被害者等の相談先として、24時間365日無料の相談窓口というのを設置しております。必要に応じまして、電話相談だけではなくて、面接相談、あるいは同行支援によりまして、具体的な問題解決につなげる支援を行っているところでございます。

具体的には、相談者からの電話相談を地域センターというところで受けまして、必要に応じまして面接相談や同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援というものをしているのですけれども、中央センターというのもございまして、そこにおきましては事業の総括、地域センターでは対応できないような時間帯ですとか、地域を補完するという仕組みで構成しているところでございます。寄り添いホットラインという名称ではございますけれども、周知のときにDVの被害者、あるいは性暴力の被害者というのもこのホットラインで対応しているというのは周知をさせていただいているところでございまして、実績でございますけれども、年間1,000万件という総コール数をいただいているところでございます。このうちDVですとか、性暴力に関する部分が約5%でございまして、それだけでも50万件超という電話数を頂いているところでございます。

それがホットラインの関係でございますが、それ以外にもう一度、参考資料の3ページでございます。先ほど婦人相談所については、簡単に説明をさせていただきましたけれども、これ以外に婦人相談員というものがおりまして、全国で1,217人、都道府県に463人、市に754人という方に婦人相談員ということで、DVの相談を地域で受けていただいております。

警察庁に質問をしたいのですが、現場におりますと、警察の方の動きが最近特によくなって、非常に助かっているという実感を持っています。特に長崎県西海市のストーカー事件以降の動きは、多分変わってきているのかと思います。

ところで、助かっている反面、やり過ぎというか、当事者、被害者の方に無理に避難を勧めて、恐らく私たちが見てもさほどハイリスクケースではなくても、かなり強く避難や一時保護や県外移送までであったという事例を聞いたことがあります。そういう事案への現場での対応というのは、やはり警察の担当する生活安全課の職員の方々の教育や研修等の充実の差ということにも関わってくるのかと思いますが、先ほど研修制度のことでお話をちらっと触れられましたけれども、そこでDVの部分について十分研修はなさっているのか。先ほどのやり過ぎケースも含めて御回答か御意見を頂ければと思います。

○青山警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 警察庁でございます。

ストーカー、配偶者からの暴力につきましては、基本的には生活安全部門の者が対応いたします。警察庁レベル、各管区レベル、県警レベルでそれぞれ研修制度をやっておりまして、例えば警察庁でも1週間か10日ぐらいだったか、各県の本部の担当者等を集めて、専門家の色々な立場の有識者の方、先生や実際に現場で働いていらっしゃる方のお話を聞かせる機会を持たせたり、それに準じたものをそれぞれのレベルでやっております。

この問題につきましては、各都道府県警察でも何かあった場合を一番に考えまして、過剰、やり過ぎというのは逆に言うと我々の耳にも入ってきづらい部分もあります。恐らく特に配偶者からの暴力の関係でありましたら、現場と配偶者暴力相談支援センターの方々との連携等の問題なのかと思っております、非常に難しいところだと思っております。

都道府県によっては、定期的に意見交換会を開催したり、個別の事例で検証といいますか、この事例はよかったとか、この事例はここがもう少しこうだったということをしてきたりしている都道府県もあると伺っております。私どもで示すとしたら、やはり何か取り返しのつかないことにならないようにということで、どちらかといいますと、やはりとにかくできるだけ先制的にというか、先行的に予防できるものは予防しようという精神でやっております。

ですので、もし個別に色々介入し過ぎで問題があり、特に配偶者からの暴力の場合ですと、家族関係の破壊とかそういったものに仮につながるとまた問題かもしれませんので、そういった問題があるということは、認識させていただいて、仮にもしも何か個別に問題があれば、それぞれの都道府県警察ベースで色々反省会、研修会がある中でそれを蓄積してもらって、また検証していきたいと思っております。

若干研修の場面では、当然、行き過ぎた人権侵害だとか、プライバシー侵害だとか、民事介入というのは配慮なくはいけません、ここ数年間の反省を踏まえて行っているのは、やはり本人の意思の根幹を踏まえた上で、起こり得る被害、危険の可能性を可能な限り早期に絶つというスタンスでやっておるところであります、また色々ございましたらお教えいただきたいと思っております。

○鹿嶋会長 リスク回避は、むしろ過剰なぐらいがいいのではないですか。違うのですか。私などはむしろ警察のDV対応に鈍感さがあるのではないかというくらいに見ているのですが。

○原委員 実際に被害者の方が、例えば婦人相談所に保護され、私たち男女センターとしても支援をすることになったときに、被害者の方は、ただ警察の人に言われたからということで、そのままぼんと一時保護所に行かれたりしているのです。よくよく話を聞くと、「保護までは求めていなかったのに、警察に強く言われましてね」という話が出てきたりします。DV被害者支援というのは、基本的には本人の意思を尊重したりとか、もちろんそれを逡巡している中で迷っているところに、例えば安全というところを強く打ち出して、結果、一時保護になるのかもしれないのですが、結果的にはその後の支援がうまくいかないケースも出てきたりしているのです。そこのところを実際、警察の方にフィードバックしたいという思いもありながら、せっかくやる気になっているところに余り水を差したくないということもあって、それをお伝えするのちょっと痛し痒しだなと感じることもあります。

○鹿嶋会長 ほかにございますか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 被害者支援について2点ほどあります。

法テラスの無料相談あるいは弁護士費用の立替制度というのは非常にありがたく、活用させていただいております。ただ、これが3回までということで、実は数は少ないのですが、避難者が保護命令の申立てをし、それ以降の親権、養育費を決める。しかし、養育費を払わないために家裁から履行勧告がなされるのですが、それも応じない。そうすると差押えをする。次は、夫の方から面会交流の申立てをするということが小出しに、細切れに次々に調停の申立て等が繰り返されると、3回目で終わりですよと言われた被害者が途方に暮れるという事態に陥っていることが、件数としてはそんなに多くないですけども、実は幾つかあります。そういった場合に、原則3回であるというのは分かるのですが、もう少し実態に合わせた柔軟な対応をしていただけないかということが1点目。

2点目は、婦人保護事業の婦人相談所を始め、婦人相談員の皆さんが非常に頑張っておられることについては重々分かっております。問題は、婦人相談員の身分に関するところで、支援をする側の婦人相談員は非常勤の職員であったり、有期雇用ということで、特に男女共同参画センター等では、DVセンターを設置するという中で相談員が有期雇用で5年経ったら終わりです。5年の蓄積というのは、相談員として本当にベテランになっていく。ベテランになったにも関わらず、雇い止めにあってしまう。支援をする側の身分が非常に不安定ということは、やはり問題としてあるのではないかと思いますので、是非この婦人相談員の全国的な調査なり、身分に関する調査、処遇に関する調査等の実施をしていただいて、改善につなげていただければありがたいと思っています。

○鹿嶋会長 これは厚生労働省ですね。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 1点目の関係は法テ

ラスの話ですか。

○阿部委員 1点目は法テラスの話です。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉化女子保護専門官 では、2点目の婦人相談員の関係から先にすみません。

婦人相談員の専門性の確保というのは、私どもも大きな課題だと思っているところです。専門性を確保するためにはどうすればいいかということで、要するに非常勤と現在は定められているのですけれども、これを常勤化することが果たしてそのまま専門性の確保につながるのかどうかということを片方と言われる方もいらっしゃるのです。

つまり、常勤化してしまうと、市の職員とか県の職員の扱いになりますので、今度は人事異動という問題が発生します。2年とか3年で人事異動があった場合は、それこそせっかく培った経験も別の部署でということになりますので、一概に非常勤を常勤にするからといって、専門性の確保が図れるかどうかというのは、よくよく考えなければいけないことだと思います。私どもとしては、いかに婦人相談員に専門性を維持してもらうかということが一番優先にして考えたいと思っていますので、雇用のあり方で非常勤ではなくて、常勤化ありきという議論と少し違うのですけれども、あくまでも専門性を確保するという観点で言うと、そこは課題ではありますので、今後考えていかなければいけないかと思えます。

常勤化ありきで考えていくのか、昔から今にかけては、むしろ非常勤のほうが同じ職場で継続して専門性、経験値を重ねやすいということがあったものですから、非常勤という形になっているのですが、これは婦人相談員だけではなくて、ほかの非常勤の相談員は結構同じようなお話を聞くのですけれども、先ほど話に出ました雇い止めという問題が近年出てきております。これは結局、地方自治体の職員の雇用の話になるので、国、厚生労働省で一概に雇い止めはいかぬと言えるものでもないものですから、そこら辺の兼ね合いもありますので、兼ね合いも含めて、最終的にどうすれば専門性というものが一番確保できるのかということ踏まえて、色々考えていきたいと思っております。

意識としては私どもも御指摘の点は重々踏まえて、持っておりますので、今後大きな課題の一つとして、相談員、当事者等とも相談をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 平均年齢は幾つぐらいで、どういうキャリアの人が多いのですか。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 最近はだんだん若い人も増えてきたのですけれども、例えばハローワーク等で求人を募集しているというケースも最近は出てきたのですが、旧来は、ある程度その地域で経験を積んだ年配の女性が、あなたの経験を生かして、あるいは学校の先生をしていた経験とかがあるのでお願いしますということで頼まれてやっていたという方が多くいらっしゃいます。

○原委員 それに関連していいですか。

専門性を維持するということでは取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、専

門である婦人相談員の上司に当たる人たちがどういう立場の人たちかということでも、それをうまく活用するということにも変わってくると思うのですが、現場では恐らく、主幹級の行政職の人が人事異動でやって来て、極端に言えば、その人の考え次第で婦人相談員の動きが変わってしまったりということも可能性としてあると思うので、そこのところも是非御留意いただけたらと思います。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 貴重な御意見をあわせてありがとうございます。

恐らく、そこは婦人相談所であれば、婦人相談所長なり、課長なり、ある程度その専門性を持った人が上司になるのですが、市の福祉事務所に配属された相談員ですと、今、原委員がおっしゃったとおり、本当に行政の人が入れかわり立ちかわりで変わってしまうのです。なぜそうなるかということ、これももう一つ大きな課題として私どもは認識しておりますけれども、この婦人保護事業における都道府県と市の関係、都道府県に対しては、組織的に婦人相談所という機関を持っておるのですが、市は単に市に婦人相談員を委嘱することができるという書き方しかしていないので、婦人相談員が単体で組織化されていないのです。

福祉事務所の中では婦人相談員がいるというだけであって、多分、そこに婦人相談員を中心とした婦人保護事業室みたいな組織があれば、そういったところに専門的な方が配属になるということもあるかと思しますので、今の話は、都道府県や市町村が設置する配偶者暴力支援相談センターとの兼ね合い等の問題もあるので、そこら辺を踏まえて、同じく課題だと認識しておりますので、今後色々と勉強していきたいと思っております。

○鹿嶋会長 法務省で法テラスの問題をお願いします。

○宮木法務省司法法制部部付 1点目の法テラスの御質問について、司法法制部から御回答させていただきます。

先ほど御質問の中にございました相談回数が3回までということで、もう少し増やせないのだろうかという御趣旨の御質問だったかと思うのですが、法テラスにおきましては、確かに法律相談としては同一問題について3回までという制限がございます。ただ、それに関して、実際に弁護士に受任をしてもらって、解決に導いていくのかどうなのかというのは3回で判断ができるだろうということで、それ以降については、経済的に困窮されている方であれば、民事法律扶助の中の代理援助や書類作成援助という形につなげていくというシステムになっております。

ですので、例えば先ほどおっしゃっていたような親権の問題ですとか、弁護士に頼みたい、ただ経済的には困窮しているのだという方につきましては、弁護士費用等について立替えをするという形での代理援助という制度を設けておりますので、そちらに移行していくのかという形でございまして、恐らくそういう形につなげていけば、御懸念の部分については解決できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 よろしいですか。どうぞ。

○辻村会長 時間の関係がありますので恐縮ですが、私から質問させていただきます。パラ33と34について、先ほど法務省の方から対応状況の資料に基づいてお答えいただきました。ここでは第3次男女共同参画基本計画に基づいて強姦罪の見直し等、構成要件の見直し、非親告罪化等のことを27年度末までに検討するとあります。私どもの専門調査会で、平成24年7月にこれについて法務省の御協力も頂きまして、課題と対策についての報告書を出してございます。これについてもやはり御検討いただいているところだと思いますが、27年度末ですと、政府が最終見解に対して回答をする期限である来年の7月に間に合わないわけでございますけれども、それ以前に検討状況を開示していただく、あるいは更に相互に検討し合うような機会というのがありますでしょうか。これが第1の質問です。これはお答えいただければやむを得ないかと思っておりますけれども、切にお願いしたいと思います。

第2の質問は、上のページにありました、先ほど司法研修所等でジェンダー問題への意識を高めるために教育をしておりますという報告がありました点についてです。若い司法研修所の研修生は、ロースクール等でジェンダー法学を学んだりして、かなり意識が高いと思われませんが、他方、セカンドレイプとか、セカンドセクハラが問題になっておりますので、やはりベテランの検事の方とか、裁判官の方にもこういう研修等に参加していただかないといけないと思っております。そこについては最高裁の人事の関係で対応して下さるかと思っておりますが、これについてはどのような対応になっておりますでしょうか。これ第2の質問でございます。

第3の質問は、パラ36に絡みまして、バーチャルな児童ポルノや単純所持規制についてです。御承知のように日本の児童ポルノ禁止法は、バーチャルなものは対象外でございますし、単純所持も対象外でございますが、これに対する対応状況としては、議員立法で改正案が出ているから、政府としてはコメントすべき立場にないとのこと。そのとおりでございますが、条例が京都府と奈良県と栃木県で制定され、単純所持も禁止する条例が増えつつあるようです。法改正のほうは、今後審議がどうなるか分かりませんが、各自治体が条例を制定するという形になってきますと、上乘せ条例として憲法94条の条例制定の範囲を超えているということで合憲性にも問題があるということもありますし、他方では、単純所持まで禁止すると、表現の自由あるいはプライバシーの規制にかかわるといった問題があります。非常に難しい問題だとは思いますが、議員立法なので、政府としてコメントすべき立場ではないという御報告でいいのか。条例がたくさん出てきた場合には、地域格差にもつながってまいりますので、内容についてコメントしていただかなくてもいいのですけれども、そういう条例ができてきていることについて、政府、法務省としては、全く関わらないというスタンスでよろしいのでしょうか、という質問だけさせていただきます。以上、3問でございます。

○田中法務省大臣官房秘書課国際室長 最初に頂きました性犯罪に関する罰則のあり方の

検討状況を事前に開示するという点でございますけれども、このあたりは難しいのかと今のところ思っております。申し訳ございません。

○辻村会長 開示するのは難しいということですか。

○田中法務省大臣官房秘書課国際室長 そうですね。事前にこちらを開示するのは難しいかと思っております。

○辻村会長 ここには計画だけしか書いていないのですが、我々の専門調査会が検討して、「課題と対策」という報告書を出しているということについては、政府報告書にはしっかり書いていただけたらいいと思いますので、そこはお願いしておきたいと思います。

○梶山法務省司法法制部部付 法務省司法法制部でございます。

ただいま辻村会長からお話がありました司法研修所での研修等のことですが、先ほど御説明申し上げましたとおり、任官時以外でも、新しい職務またはポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、先ほどのような国際人権問題を専門とする先生あるいは人権擁護に携わっている機関の職員等を講師として招きまして、女性の人権等に関する講演をお聞きするということがあるほか、平成23年度においてはDV事件を担当する裁判官を対象とする研究会も開催されまして、その中でDV保護命令事件の適正、迅速な処理に関する共同研究、あるいは配偶者暴力相談支援センターの訪問でありますとか、あとはDV被害を受けた女性や子どもの心理等に関する大学院准教授の講演等も行っているということもございます。

ただ、先ほど先生からお話がありましたベテランの裁判官に対するというところについては、実際に研修を行っているのは最高裁判所でございますので、そのような御意見があったことは最高裁判所にお伝えしたいと思っております。

以上になります。

○石田法務省刑事局付 3点目についてお答えさせていただきます法務省刑事局の石田です。

幾つかの都道府県で、例えば児童ポルノ単純所持に関して罰則を設けているというとは承知しておりますが、第一義的には、やはり条例というのは各都道府県が定めるものなので、それについて直接何かお答えすることは差し控えたいと思っております。

また、児童ポルノ禁止法の改正案における単純所持罪の新設について、議員立法で出されているということについても言及されていらっしゃいましたが、確かに議員立法として提案されている法案なので、政府としてお答えすることは差し控えなければならないと思っておりますが、法務省の対応としては、今後の国会における御議論を踏まえて、積極的に協力していく所存です。

以上です。どうもありがとうございます。

○鹿嶋会長 平川委員、どうぞ。

○平川委員 平川と申します。

去年の6月から、性暴力救援センター・東京という24時間で被害者の方に対応するセン

ターを立ち上げているのですが、今月で4,000件ぐらいの電話が入っているのです。これは予想以上にたくさんの相談であったと思います。

その理由の一つは「性暴力」という言葉を使って、センターの名称を出しているからということがあるかと思うのです。今日の御議論で「性犯罪」という言い方で、その言葉によって件数が少なかったりとか、相談が余り多くなかったりということもあるかと思いつつながら、言葉の問題、「性暴力」を使うか「性犯罪」を使うかということを常に私たちは考えているところです。

性暴力救援センターは、内閣府からワンストップ支援センターの設置・運営の手引が出たということもあって、各地に同じような性暴力救援センターを立ち上げていくという動きも見られていて、一昨日の22日に性暴力救援センター全国連絡会というものを開催しました。19の団体から70名ちよつとの参加者があって、色々な議論、検討を行ってきたのですが、そこからのことで御質問を幾つかさせていただきたいと思っています。

性暴力救援センター・東京でも、今一番困っているのは、性暴力被害者が私たちに連絡をしたときに、私たちは協力の病院というのを持っていますから、そこにおつなぎすることにはできるのですが、東京都内でも八王子の方から電話をもらうと、そこからこちらのほうにいらっしゃるといのはなかなか時間もかかるということで、近くの病院を紹介したりするのです。そのときに、病院の方でやはり対応に時間がかかったり大変ということで、遠くても性暴力救援センター・東京の方に行きなさいという助言を頂いて、またこちらに戻ってくるというケースもあるのです。病院の協力してくださる医師の方、病院がなかなか見つからないというのが現状になっているのです。病院の医師の方に協力を頂くとということになると、診療報酬をあげるという問題が考えられるのではないかと思つて、厚生労働省の方に病院の診療報酬はどのようにするかという検討がなされるかどうかということ。

それから、今、SACHICOという性暴力救援センター・大阪では、独自に証拠採取のマイナス80度でしたか、そのぐらいの大きな冷凍庫を持っているのですが、そこに警察に通報しない方の証拠採取をして、保管をしているわけです。経費も含めて、その保管をすることをどのようにするかという問題があるわけなのですが、そのあたりは御検討いただけるかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど児童ポルノの関連で、ポルノの制作の段階で8割が強姦と強制わいせつによるものだということが内閣府の資料として出されました。このときに、実は私たちも、こういうポルノビデオを制作するという形の中に組み込まれていっている10代の女の子たちからの電話が結構入っているのです。そうしましたら、先ほどの資料の中で、こういう強姦や強制わいせつの被害に遭った少女たちはどのような処遇といいますか、彼女たちが告訴をしたのかどうか。あるいはそれは認知件数として数えられているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つですが、性暴力救援センターには、強姦されて妊娠して中絶をするという方も

いらっしゃるのですが、その中絶のときに相手方の同意が要ということが配偶者間では必要になっていますけれども、今回、DV防止法の第3次の改正がされて、法律の対象が少し広がってはいるのですが、一方で墮胎罪があったり、中絶に暴力の加害者から同意をもらわなくてはいけないという問題があって、被害者の支援というのが包括的になっていない。DV防止法では対象が拡大されたのだけれども、実は裏にこういう中絶のときの問題がまだ残っているということがあるわけなのです。そういうことについても性暴力救援センター・東京には色々と相談が寄せられています。

これは法務省の方なのでしょうか。墮胎罪を削除するといいますか、どんな言葉を使えばいいのでしょうか。そのような検討が行われているかどうかをお尋ねしたいと思います。
○鹿嶋会長 それでは、最初は厚生労働省の方から、答えられる範囲でお願いします。
○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 申し訳ございません。厚生労働省ではございますが、今日は医療の関係の担当の部局が来ておりません。それから、内閣府の犯罪被害者等施策推進室も先ほどいらっしゃっていないという話でしたので、今の2点は持ち帰らせていただけないでしょうか。

1点目は性暴力被害者を診療した場合の診療報酬を特別に設けるかどうかという点。2点目は証拠を保存するための特殊な冷蔵庫の補助ということですか。

○平川委員 そのようなことの御検討をぜひ頂きたいということです。

今は、民間がやる証拠採取の保存というのは、全く何の根拠もないという日本の状況なのですが、そのあたりを検討して頂けるかどうかということです。

○鹿嶋会長 即答できない部分は持ち帰ってもらって、改めて回答いただければいいでしょう。

○齊藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課女性保護専門官 分かりました。すみませんが、今ここでお答えできないので、追って対応させていただければと思います。

○鹿嶋会長 DV法は改正されたものの、一方では被害者支援が包括的になっていないといった趣旨の質問がありましたね。これは法務省ですか。

○石田法務省刑事局付 すみません、墮胎罪の話のことでしょうか。

○鹿嶋会長 2つ目の質問を飛ばしてしまいましたね。

3つ目の質問からやっちゃいます。趣旨は、DV法が改正された一方で、被害者支援がちょっと薄まったかという話ですね。包括的になっていないという話ですね。

○平川委員 裏ではまだ中絶するときに同意書をとらなくてはいけないので、逃げている方たちから同意をもらえない状況であって、病院ではもらいに行けばいいじゃないという助言をすることもあると私たちは聞いています。ばらばらになってしまっているということです。

○鹿嶋会長 今、答えられる範囲で結構です。

○石田法務省刑事局付 法務省刑事局です。

母体保護法は我々が回答するところではないので、墮胎罪のこのみということで回答

させていただきますが、墮胎罪をなくすことができるかどうかということなのですが、墮胎罪の保護法益というのが、これは妊娠中の女子の生命、身体のみではなくて、妊娠中の女子の生命、身体も保護法益ではあるのですが、同時に胎児の生命、身体の安全というのを主たる保護法益としているものなので、その意味からも墮胎罪の廃止とまでは現在考えているところではありません。ただ、母体保護法をどうするかということについては、法務省の所管ではないので、その回答は差し控えさせていただきます。

○鹿嶋会長 2つ目の質問は、もうちょっと簡単に言うと何でしたか。

○平川委員 ポルノ作成のときに被害者の方が強姦と強制わいせつの被害者なのだとは先ほどの内閣府の資料に出ているのですが、その後、被害者の少女たちがどのような経過をとっているのかということがお分かりでしたら、教えてください。

○菅井内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備・総合調整第一担当参事官補佐 内閣府の児童ポルノ排除総合対策の概要の左の真ん中にございます児童ポルノ事犯の送致件数等の資料は、警察庁から資料の情報提供を頂いております。その中で警察庁が検挙した事案の中で、例えばその児童ポルノの画像等に撮影されております被害者の方を保護し、相手方となった者が撮影の場合におきまして、強姦もしくは強制わいせつということで、無理やり相手方の少女の本人の意思に反して撮影の相手方にするという行為が認められる場合であれば、当然検挙ということになります。

その後の被害者の支援関係でございますが、警察のほうで一時保護等を実施する場合もございます。また、児童相談所等との連携等もありますので、今は被害者支援ということを第一に考えて、その被害児童の保護もしくは早期発見等に努めている状況であります。

○鹿嶋会長 更に質問があれば、時間がもうないので、メールで事務局に出していただければ、各府省に問い合わせるように通知いたします。

末松委員、どうぞ。

○末松委員 時間がなくて大変申し訳ないです。意識啓発の点だけ、1点少し工夫をしていただきたいと思いますのですが、パープルリボン、紫リボンで随分女性に対する暴力をなくす運動の啓発というのが、それぞれの地方自治体でも進めさせていただいておりますけれども、それと同時に、児童虐待のオレンジリボンの運動も進めております。なので、月間が非常に密接をしている、近い月間でやらなければいけないということと、一般の市民の皆さん方には、この間、オレンジのリボンでやっていたのに、今度は紫のリボンってどうなのというような、そういうところとかも多分たくさん困惑をしている部分があります。

その辺は私たちの自治体のほうでも工夫をしなければならないのですが、できれば全国的なテレビのコマーシャルであったりとか、色々なところでもう少し工夫をしていただくと、色々な差別化というものを図っていただくと、専門的にもう少し紫のリボンの運動という効果があらわれてくるのではないかと思いますので、この辺のところでは是非意識啓発という中の強化をするのであれば、もうちょっと工夫も必要かと思っておりますので、その点だ

けまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鹿嶋会長 意見として聞いておきます。ありがとうございます。

質疑応答は以上です。

各省庁の皆さんは御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

監視専門調査会では、今後、専門調査会の意見を取りまとめていくことになります。現在までのところで、専門調査会の意見に盛り込むべき事項、その他意見がありましたら、先ほどから幾つかそういう趣旨の発言もありましたが、是非お聞かせいただければと思っております。

いわゆる監視専門調査会の意見に盛り込むべき項目の大きなイメージだけまず申し上げておきますと、大きく2つに分けております。

1つは、女子差別撤廃委員会最終見解への対応にかかわる取組状況。これはヒアリングでずっと今まで聞いてきたわけですが、それをどういうふうに皆さんが思ったかということです。

もう一つは、次期定期報告を準備する際に留意すべき事項ですね。もしこれが何かあれば、取組状況を見て、そして留意すべき事項で更にこういうものがあるということがあればということで、大きく2つに分けて考えられれば、少し議論がしやすくなるのかと思っておりますので、余り時間はないのですけれども、それについて皆さんのほうで意見があればお聞かせいただければと思っております。どうでしょうか。

例えば前回の監視専門調査会ですと、選択議定書について議論が出ました。そのときに外務省からは、注目しているという説明がありました。ただ「注目している」ということを言い出してからだいぶ時間が経っているわけです。何度も聞いてきたものなのですけれども、しかし、それでもまだ実現には至っていないわけです。すなわち、取組はやっていると。注目しているということでやっているのですけれども、それについてまだ結果、成果は表れていないということで、要するにそのような難しさもあるのではないかという議論は、前回の専門調査会で出ました。政策評価をきちんとやるべきではないかという指摘もありました。

余り厳しいことばかり言っても大変でしょうけれども、そういうことも含めて、あるいは踏まえて、皆さんのほうで意見があればと思ひます。これはもちろん暴力の専門調査会の皆さんからの意見でも結構ですので、出していただければと思ひますが、どうでしょうか。

具体的に余りないようだったら、これもまた事務局宛てでメール送信ということになってしまいますけれども、もしあれば。

どうぞ。

○辻村会長 女子差別撤廃委員会からの勧告内容につきまして、ゼロ回答のところはかなりあると思うのです。検討もしていなければ、取組もしていないところ、やはり幾つかあるのです。ここを、せめて、取組や検討だけはしておく、ということが必要だと

思います。まだ時間がありますし、そのために専門調査会等を活用して、検討するという事は必要ではないかと思えます。

例えば人身取引についても、これまで専門調査会では、DVの問題を中心に検討してきましたけれども、人身取引について他国との比較とか、そういったことを余り詳細に検討していませんので、恐らく法務省のほうでしていらっしゃると思いますが、そういったことは、せめて、検討をしているという状況に持っていければと思っております。

○鹿嶋会長 確かに、この専門調査会で検討しなければ、男女共同参画会議で意見決定してもらえませんので、やはり今、辻村会長が言ったように、最低限ここでの議論が必要であると思っております。

そのほかはよろしいですか。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 静岡市女性会館の指定管理者をしております。第3次男女共同参画基本計画の中で女性関連施設の役割ということが入ったのですが、今日のお話を聞いていると、人身取引とか、DVに関する問題は緊急性が高くて、女性関連施設は意識啓発ばかりに取り組んでいる場合ではないなと改めて感じました。実際に問題を抱えた女性が婦人相談所よりも、まず私たちの会館の相談室にいらっしゃったり、講座に来てくださった方が実はそういう緊急性の高い問題を抱えて来てくださるということも多いのですが、関係機関等の連絡会議とか、ケース会議に開館は全く組み入れられていない。指定管理者だからなのかもしれないけれども、それがとても問題だと思えました。静岡に帰りましたら、積極的に連携を取ろうと今日は強く感じました。

○鹿嶋会長 何を盛り込むかということで突然振りしましたので、なかなか難しいと思うのですが、今日はそのぐらいにしておきまして、今後またこの議論は引き続きしなくてはなりませんので、更に皆さんにもお考えいただきたいと思っております。

ということで、本日、皆さんから頂いた御意見以外に、あるいは今日なかなか言えなかったけれども、なるほど、こういうふうに私は考えるべきなのだとということが分かりましたら、本日以降、事務局にそれを提出していただければと思っております。

その上で、監視専門調査会での意見の取りまとめに向けた議論をしていきたいと思えます。私どもの意見がないと、あとは全部事務局に振ってしまうこととなりますので、私どもの意見は専門調査会の委員として必要だと思っております。

次の議題に移ります。

次の議題はその他となっておりますが、事務局から女子差別撤廃委員会への追加的情報提供に対する同委員会の見解についての報告があります。

○澤井推進官 男女共同参画局の澤井です。

資料6が女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供に対する女子差別撤廃委員会の見解です。すみません、こちら本来なら、和訳とともにお配りするところ、事務局の作業が間に合わず、英語だけになってしまって申し訳ございま

せん。

こちらについてですけれども、女子差別撤廃委員会の見解でございます。

内容は3パラ以降になります。基本的には、ここに大きく「not been implemented」と2つありますけれども、3番目のパラのほうでは、男女ともに婚姻年齢を18歳に訂正すること、及びその嫡子である子と嫡子でない子の創造物も同等にするという、要するに民法改正案についての採択ということで、こちらについては履行されていないという見解です。

4番目のパラグラフにつきましては、6か月間の再婚禁止期間を廃止する法律についての準備及び採択についてですが、こちらについても履行されていないという見解が出されています。

ページの裏面になりますけれども、こちらの2つについては、次期定期報告までに講じた措置について報告するように勧告がなされております。

こちらにつきましては、和訳の作業がもうすぐ終わると思いますが、終わり次第、ホームページにアップしたいと考えております。

報告は終わらせていただきます。

○鹿嶋会長 次に、ジェンダー統計をめぐる統計委員会での審議状況について、事務局から報告があります。

○三上調査課長 監視専門調査会の皆様方には、これまで2回に渡って途中経過を御報告いたしましたけれども、統計委員会では、今年度末までに公的統計の整備に関する第2次基本計画を策定するというスケジュールで現在、検討を進めております。

資料7ですけれども、先週開かれました基本計画部会におきまして、その下に設けられている3つほどのワーキンググループから上がってきた報告を審議したということであり、第2ワーキンググループからは、資料7の真ん中やや下の枠で囲ってあるところにございますとおり、公的統計整備に係る次期基本計画の中にジェンダー統計という項目を施策展開の基本的な視点に係る事項として位置づけることが適当ということであり、

今後のスケジュールといたしましては、今週もう一度この基本計画部会を開催して、この考え方を取りまとめ、統計委員会として次期計画に向けた基本的な考え方を示す。それを受けて政府は案をつくり、それをもう一度統計委員会に諮問して、統計委員会が答申をして、閣議決定に持っていく。これが年度内に予定されているということでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 基本計画にジェンダー統計が入ったというのは大変いいことですね。

本日の議事は以上でございます。

最後に、事務局から報告をお願いします。

○中野渡補佐 本日は、御熱心に調査・審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事要旨につきましては、両専門調査会の会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。

議事録につきましては、事務局の作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまし

て、両会長の御確認後、公表させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

先ほど鹿嶋会長から御発言がありましたとおり、専門調査会の意見案に盛り込むべき事項がございましたら、事務局のほうにメール等によりお送りいただければと思います。詳細につきましては、事務局からメールをお送りさせていただきます。

次回の専門調査会でございますけれども、次回の監視専門調査会は10月18日金曜日午後3時から5時までの予定でございます。今回は、事務局におきまして、これまでの御議論、御意見を整理いたしまして、専門調査会の意見取りまとめに向けた審議を行うことを予定しております。場所については、決まり次第、お知らせをいたします。

また、次回の女性に対する暴力に関する専門調査会は11月の開催を予定しておりまして、詳細は後日、御連絡をすることとなっております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで第22回監視専門調査会及び第72回女性に対する暴力に関する専門調査会の合同会議を終わります。

どうもありがとうございました。